

盛岡地方振興局長告示第 52 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

盛岡地方振興局長 千 葉 英 寛

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
0370100976	岩手高齢協 訪問介護事業所 ゆたんぼ	盛岡市加賀野二丁目 8 番 24 号	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	平成 18 年 3 月 14 日